

宮若市に 家取得で

応援
宣言!

宮若市があなたの
新生活を応援します。

最高 105万円!!

※年間上限15万円の交付を受けた場合。

7年間の奨励金制度

YOUR STYLE MIYAWAKA LIFE.

宮若市定住奨励金制度

宮若市では、市内に住宅を新築または購入した人を対象に住宅にかかる固定資産税相当額を奨励金として7年間交付します。
詳細は下記窓口にお問い合わせください。

宮若市 定住

検索

Click!

注目
1

宮若市定住奨励金制度▶対象者

宮若市に永住(定住)することを目的として、
市内に自己の居住のための住宅及び土地を取得した人

ただし、次の場合は対象外となります。

- 贈与や相続されたもの
- 現在、市内に住宅を所有している人が、この住宅を建て替え、またはさらに住宅を取得する場合
- 市税及び国民健康保険税並びに各種使用料等の滞納がある人
- 過去に宮若市から定住奨励金の交付を受けた人

注目
2

宮若市定住奨励金制度▶対象住宅及び土地

- 対象となる住宅

平成20年1月2日から 令和6年12月31日までに取得し、登記が完了した住宅

玄関、トイレ、台所、浴室及び居室があり、床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

- 対象となる土地

対象となる住宅を建築するために取得し、令和6年12月31日までに登記が完了した土地

330平方メートル(100坪)を超える部分については対象外

問い合わせ



宮若市役所 まちづくり推進課
TEL 0949-32-0773
FAX 0949-32-9430

詳しくは内側を
見るにゃん!

宮若市公式ゆるキャラ さくらちゃん



宮若市の定住奨励金制度

住宅新築・取得への奨励金

宮若市では、定住を促進するため平成20年1月2日から 令和6年12月31日の間に、市内に住宅の新築や購入をした人を対象に、納付された固定資産税相当額について最長7年間、最大で105万円を奨励金として交付します。その住宅と併せて取得した土地についても対象となります。

奨励内容

固定資産税相当額を奨励

対象期間

最長7年間

対象地域・対象者

宮若市に永住（定住）することを目的として、市内に自己の居住のための住宅及び土地を取得した人。

ただし、次の場合は対象外となります。

- ・贈与や相続されたもの
- ・現在、市内に住宅を所有している人が、この住宅を建て替え、またはさらに住宅を取得する場合
- ・市税及び国民健康保険税並びに各種使用料等の滞納がある人
- ・過去に宮若市から定住奨励金の交付を受けた人

奨励金の対象となる住宅及び土地

対象となる住宅は、平成20年1月2日から令和6年12月31日までに定住奨励金の対象者（前述した内容に該当する人）が取得し、登記が完了した住宅となります。

玄関、トイレ、台所、浴室及び居室があり、床面積が50平方メートル以上（分譲マンションは、40平方メートル以上）280平方メートル以下の建物が対象（事業用の部分を含む併用住宅の場合は、居住用部分のみが対象）となります。

なお、住宅の床面積が280平方メートルを超えた場合は、定住奨励金の対象外となります。

土地については、対象となる住宅を建築するために取得し、令和6年12月31日までに登記が完了した土地となりますが、330平方メートルを超える部分については定住奨励金の対象外となります。

※奨励金の申請時には、住宅・土地ともに、登記を完了しておく必要があります。

奨励金額

対象住宅（家屋）や土地に課税される固定資産税に相当する額となり、定住奨励金（家屋及び土地の合計）の各年の交付限度額は15万円です。（固定資産税は一度納付してもらう必要があります。）

ただし、新築住宅の固定資産税減額の適用を受ける場合は、減額後の固定資産税相当額が奨励金の対象となります。

奨励金は、税額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額となります。

交付期間

交付期間は、交付対象となる住宅（家屋）に、新たに固定資産税を課税する年度から7年間となります。7年間交付を受けるには、毎年4月から10月までに申請しなければなりません。申請がなかった年度については交付されません。

申請書類

①宮若市定住奨励金交付申請書 ②住民票謄本

③申請する年度の固定資産税を納付したことを証する書類（領収書の写しなど）※課税明細書の写しを添付

④取得した土地及び家屋の登記事項証明書（またはその写し） ⑤住宅の平面図 ⑥その他市長が必要と認める書類